

【 検査 】

613 強皮症に対する抗RNAポリメラーゼⅢ抗体の算定について

《令和7年7月31日》

○ 取扱い

強皮症に対するD014「19」抗RNAポリメラーゼⅢ抗体の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

抗RNAポリメラーゼⅢ抗体は、強皮症に特異性が高い検査である。全身性強皮症の診断基準の一つにもされている。

以上のことから、強皮症に対するD014「19」抗RNAポリメラーゼⅢ抗体の算定は、原則として認められると判断した。

なお、本検査は、厚生労働省通知^{*}に「びまん性型強皮症の確定診断を目的として行った場合に、1回を限度として算定できる。また、その際陽性と認められた患者に関し、腎クリーゼのリスクが高い者については治療方針の決定を目的として行った場合に、また、腎クリーゼ発症後の者については病勢の指標として測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。」と示されていることから、限局性強皮症と確定診断された患者には算定できない。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について